

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第45条の3
規制の名称	事業協同組合等の算定特例
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	職業安定局 障害者雇用対策課
評価実施時期	令和4年9月
規制の目的、内容及び必要性	中小企業においては、その過半数以上が未だ法定の障害者雇用率を達成できていない等、障害者雇用の取組が停滞している状況にある。このため、こうした中小企業における障害者雇用の促進を図るための仕組みが必要である。 中小企業においては、規模が小さく、障害者に十分な就労機会を確保することが困難である等、個々の企業での取組では障害者雇用を促進することが難しい状況にある。こうした中で、複数の企業における実雇用率を通算することを可能とする特例が適用される事業形態のうち、有限責任事業組合は、国家戦略特区においてのみ特例の対象とされているが、異業種の企業の参画がより期待できる、行政の許認可等が不要で設立手続きが簡便であるといった特徴があるため、算定特例に追加し、中小企業の障害者雇用の促進につなげる。
直接的な費用の把握	事業主が算定特例を受けるためには、厚生労働大臣の認定を受けるために国に対し申請の手続を行う必要があり、そのための負担が生じる。
直接的な効果(便益)の把握	算定特例の下、組合及びその組合員たる事業主がそれぞれ障害者雇用を進める計画を立て、各事業主が共同して雇用推進事業を行うことで、障害者に対し十分な就労機会が確保されるため、中小企業における障害者の雇用の促進が期待される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	算定特例の適用を受けるために、事業主においては申請に係る手続負担、国においては確認等の行政負担が生じるが、中小企業が共同して障害者の雇用の促進にあたることで、障害者の雇用機会の拡大が図られることとなると考えられるため、便益が費用を上回ることになる。
代替案との比較	算定特例を認めるにあたり、中小企業に限定せず、有限責任事業組合と認定できれば実雇用率を通算することとすることも代替案として考えられる。しかし、本特例は、個々の企業では障害者雇用を進めるのに十分な仕事量を確保することが困難な場合が多い中小企業に対し、複数の企業で共同して障害者の雇用機会を確保する手段を増やすことで、障害者が雇用される機会を増やすことを目的としているため、中小企業に限定する改正案が妥当である。
その他の関連事項	本改正案については、労働政策審議会障害者雇用分科会において「妥当」と認められている。
事後評価の実施時期等	法律後の施行後5年を目処として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。